

瀬戸市水道事業管理規程第1号

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程（平成18年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月13日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで &lt;省略&gt;</p> <p>第5章 文書（第21条）</p> <p><u>第6章 雑則（第22条）</u></p> <p>附則</p> <p>（職制）</p> <p>第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。<u>ただし、部に水道事業を所掌する担当部長を置く場合にあっては、部長を置かないものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">&lt;省略&gt;</div> <p>2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">部</td> <td style="text-align: center;">担当部長</td> <td style="text-align: center;">上司の命を受け、部の担当事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部</td> <td style="text-align: center;">参事</td> <td style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職名	職務	部	担当部長	上司の命を受け、部の担当事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	部	参事	<省略>	<省略>			<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで &lt;省略&gt;</p> <p>第5章 文書（第21条）</p> <p>附則</p> <p>（職制）</p> <p>第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">&lt;省略&gt;</div> <p>2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">部</td> <td style="text-align: center;">参事</td> <td style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職名	職務	部	参事	<省略>	<省略>		
組織	職名	職務																				
部	担当部長	上司の命を受け、部の担当事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。																				
部	参事	<省略>																				
<省略>																						
組織	職名	職務																				
部	参事	<省略>																				
<省略>																						

<p>(文書の取扱い)</p> <p>第21条 &lt;省略&gt;</p> <p>第6章 雑則</p> <p><u>(担当部長を置く場合の読替え)</u></p> <p>第22条 <u>部に水道事業を所掌する担当部長を置く場合にあつては、第7条第2項、第10条、第13条、第14条及び別表第1中「部長」とあるのは「担当部長」と、第20条中「都市整備部長」とあるのは「水道事業担当部長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表第1 (第13条関係)</p> <p>1及び2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 財務関係</p>					<p>(文書の取扱い)</p> <p>第21条 &lt;省略&gt;</p> <p>別表第1 (第13条関係)</p> <p>1及び2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 財務関係</p>																							
<table border="1"> <tr> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>部長</td> <td>課長 共通</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		決裁区分	市長	部長	課長 共通	備考	決裁事項					<省略>					<table border="1"> <tr> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>部長</td> <td>課長 共通</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		決裁区分	市長	部長	課長 共通	備考	決裁事項				
決裁区分	市長	部長	課長 共通	備考																								
決裁事項																												
決裁区分	市長	部長	課長 共通	備考																								
決裁事項																												
<table border="1"> <tr> <td>契 約</td> <td>施 行 計 画</td> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省 略&gt;</td> <td>&lt;省 略&gt;</td> <td>&lt;省 略&gt;</td> <td> <p>1 <u>契約金額が20万円以下の場合は、作成を省略することができる。</u></p> <p>2 変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="7">&lt;省略&gt;</td> </tr> </table>		契 約	施 行 計 画	<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<p>1 <u>契約金額が20万円以下の場合は、作成を省略することができる。</u></p> <p>2 変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。</p>	<省略>							<省略>		<省略>		<p>変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。</p>								
契 約	施 行 計 画	<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<p>1 <u>契約金額が20万円以下の場合は、作成を省略することができる。</u></p> <p>2 変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。</p>																						
<省略>																												
<table border="1"> <tr> <td colspan="7">&lt;省略&gt;</td> </tr> </table>		<省略>							<省略>			<省略>		<省略>														
<省略>																												
4 <省略>							4 <省略>																					

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。